

宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所条例（平成 17 年3月 31 日条例第 132 号）

最終改正:平成 22 年9月 30 日条例第 29 号

改正内容:平成 22 年9月 30 日条例第 29 号 [平成 22 年9月 30 日]

○宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所条例

平成 17 年3月 31 日条例第 132 号

改正

平成 17 年 12 月 28 日条例第 289 号

平成 20 年9月 24 日条例第 37 号

平成 22 年9月 30 日条例第 29 号

宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所条例

（設置）

第1条 老人の健康増進と教養の向上と生きがいを図り、併せて市民福祉の向上に寄与するため、宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所（以下「憩の家等」という。）を設置する。

（位置）

第2条 憩の家等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津房老人憩の家 （通称 津房温泉）	宇佐市安心院町五郎丸 373 番地の1
下毛老人憩の家	宇佐市安心院町下毛 1971 番地の1
平山老人憩の家	宇佐市安心院町平山 165 番地の2
妻垣軽作業所	宇佐市安心院町妻垣 38 番地の5
佐田老人憩の家 （通称 佐田温泉）	宇佐市安心院町佐田 949 番地の1
深見老人憩の家 （通称 深見温泉）	宇佐市安心院町矢畑 131 番地の1

（休館日等）

第3条 憩の家等の休館日及び使用時間は、規則で定める。

（使用者）

第4条 憩の家等を使用することができる者は、市内に住所を有する者（以下「市民」という。）とする。

2 市長が市民の使用上支障がないと認めるときは、市民以外の者（以下「市外者」という。）に使用させることができる。

（使用の許可）

第5条 憩の家等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

（1）公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

(5) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の取消し又は停止)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又は規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件又は指示に違反したとき。

(3) 使用の許可後に前条第1項各号のいずれかに該当したとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用料)

第7条 憩の家等を使用しようとする者の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、下毛老人憩の家、平山老人憩の家及び妻垣軽作業所は、無料とする。

2 市長が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 市長が、特別の理由があると認めたときは、既納の使用料の一部又は全部を還付することができる。

(損害賠償)

第8条 使用者は、憩の家等の建物及び設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 憩の家等の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(利用料金)

第10条 前条の規定により憩の家等の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。この場合において、第7条の規定は適用しない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

3 使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

4 利用料金の額は、指定管理者が別表の使用料の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 第9条の規定により指定管理者に憩の家等の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 使用の許可に関する業務

(2) 利用料金に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 事業の企画及び実施に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年3月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の安心院町老人憩の家並びに老人軽作業所の設置及び管理に関する条例(昭和 60 年安心院町条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 12 月 28 日条例第 289 号)

この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年9月 24 日条例第 37 号)

この条例は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年9月 30 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条、第 10 条関係)

区分		使用料		備考
		市民	市外者	
満 70 歳以上の者		100 円	300 円	
一般(満 70 歳以上の者を除く。)		250 円		
小学生・中学生		100 円	150 円	
就学前の幼児		無料	無料	
家族湯		700 円	1,000 円	家族湯の使用時間は、2時間以内とする。
入浴回数券	満 70 歳以上の者	1,000 円	3,000 円	1冊(11 枚つづり)
	一般(満 70 歳以上の者を除く。)	2,500 円		
	小学生・中学生	1,000 円	1,500 円	